

議案第44号

北名古屋市都市計画税条例の一部改正について

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年6月4日提出

北名古屋市長 太田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税のわがまち特例の拡充に関する規定の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋都市計画税条例の一部を改正する条例

北名古屋都市計画税条例（平成18年北名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第19項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」

という。) 附則第 15 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 3 9 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。